

公益社団法人

日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び職員が業務により出張する際の国内外旅費に関する事項並びに選手団を派遣する際の国内外旅費及び謝金に関する事項を定める。

2 この規程に定めのない事項で必要あるものについてはその都度定める。

3 この規程に定めのある事項についても、状況によりその基準によらないことがある。

(出張、選手団派遣の決定)

第2条 業務で出張する場合は、出張伺い書に所要事項記入の上、所定の手続きによる許可を得なければならない。

2 選手団派遣については、競技委員会の決定による。

(旅費の区分)

第3条 この規程により支給する旅費の区分は次のとおりとする。

1) 出張旅費

2) 選手団派遣旅費・謝金

(旅費の内容)

第4条 旅費の内容は次のとおりとする。

1) 交通費

2) 宿泊料

3) 日当

4) 滞在費

5) 謝金

(旅費の計算)

第5条 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合を基準として計算する。但し、特に指示のあった場合及び天災・事変などやむお得不い事情により、順路により難い場合には、その現状によった順路及び方法による。

(交通費)

第6条 交通費は全て次に定める実費を支給する。

1) 勤務地又は居住地最寄駅から用務地最寄駅間の経済的な通常の経路及び方法により計算した鉄道運賃

2) 普通車急行・特急料金

3) 航空賃（エコノミークラス）

4) 船賃（スタンダードクラス）

5) 車賃

(日当及び宿泊料)

第7条 国内出張については別表に定める額の日当及び宿泊料を支給する。

- 2 日当は出張日数に応じ支給する。
- 3 宿泊料は宿泊日数に応じ支給する。
- 4 同一地域に14日以上滞在する場合の日当は次のとおりとする。
 - ① 出発日から起算して13日間は定額
 - ② 出発日から起算して13日を超える期間に対しては定額の8割

(滞在費)

第8条 海外出張については別表に定める額の滞在費を支給する。

- 2 滞在費は滞在日数に応じて支給する。
- 3 滞在費として宿泊料及び日当を支給する。日当には食事代、サービス料、日常雑費を含むものとする。

(謝金)

第9条 選手団派遣に帯同する強化スタッフ等については、旅費の他、別表に定める額の謝金を指導実動日数に応じて支給する。

- 2 選手団派遣に帯同する強化スタッフ等は本連盟に登録されている者に限る。

(適用範囲)

第10条 片道100km未満の出張はこの規程を適用せず交通費の実費を支給する。

(他より旅費の支給のある場合等)

第11条 他の機関、団体等より出張者に対して旅費が支給される場合は、この規程による旅費を減額しまたは支給しない。

(改廃)

第12条 この規程は理事会の決議により変更することが出来る。

附則

1. 本規定は平成25年5月30日から施行する。
2. 平成26年5月22日 一部改正
3. 平成27年9月16日 一部改正

別表

出張旅費

国内出張		海外出張	
日当	宿泊料	滞在費(日当)	滞在費(宿泊料)
1,000円	*実費	5,000円	*実費
*10,000円以内		*10,000円以内	

選手団派遣旅費

	国内派遣	海外派遣
国内移動日当	1,000円	1,000円
宿泊費	*実費	—
滞在費(日当)	—	2,000円
滞在費(宿泊料)	—	*実費
車賃(レンタカー)	実費	実費
	*10,000円以内	*10,000円以内

宿泊料については連盟が宿泊施設に直接に支払うことを原則とする。

謝金

	国内	海外
コーチ(強化スタッフ)	3,000円	5,000円
ドクター	別途	—
トレーナー	別途	—
通訳	別途	—
大会開催時 競技役員	3,000円	—
医師・看護師	別途	—